

Ⅱ-1 地震発生時の対応と避難誘導（津波被害が想定されない場合）

(1) 在校時の発生

（☆教職員の行動 ★児童生徒等への対応）

安全確保・安全点検

☆ 校内放送により一斉放送を行う。（指定職員）

地震です、地震です。机の下や安全な場所に避難しなさい。（放送）

☆火気の使用中であれば、揺れがおさまってからあわてずに火の始末をする。

★落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守らせる。

★頭部を保護するため、机の下にもぐらせ、机の脚をしっかり持たせる。

★安心させるような声を掛け続ける。

☆指定職員(救助探索・消火班)は、揺れがおさまりしだい、負傷者の確認、火災が発生した場合は初期消火を行う。

★指定職員(救急医療班)は、手当の必要な負傷者に応急手当を行う。

児童生徒等

【教室】机の下にもぐり、落下物等から身を守る。

【廊下】壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等からの落下物から身を守る。

【体育館】安全な場所に移動し、天板、天井灯の落下に注意する。

【校庭】落下物、倒壊の危険性のあるものから離れ、中央部分に避難する。

情報収集

本部長は情報収集とともに、安全な場所に避難の指示をする。

☆指定職員(本部)は、携帯テレビ(ワンセグ)、ラジオ、インターネット、防災行政無線等により、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集をする。

避難の指示・誘導

本部長の指示のもと、第一避難場所に避難の指示をする。

☆校内放送により一斉放送を行う。（指定職員）

余震発生の恐れがあるので、校庭（体育館）に避難しなさい。

先生の話聞いて、落ち着いて避難しなさい。（ハンドマイク等）

★落下物、足下に注意し、頭部を保護させる。

★児童生徒等の不安を緩和するように、落ち着いて声掛けする。

☆指定職員(本部)は、非常持出袋を搬出して避難する。

☆指定職員(本部)は、テレビ、ラジオ等により情報収集する。

児童生徒 「おすな、はしるな、しゃべるな」の約束に従い行動する。

事後の対応措置

本部長

☆本部は、被害状況を総合的に判断し、授業再開、下校の判断、保護者への引き渡し、学校での保護措置等について対応する。

☆対応措置について、所管教育委員会に報告する。(協議する)

教職員

☆指定職員は、保護者へ連絡をする。(一斉メール配信、電話、緊急連絡網等)

学校を含む地域の震度	震度6弱以上	<ul style="list-style-type: none"> ○全員学校待機となる。(通学バスは運行しない)⇒ 保護者に学校に迎えに来てもらう。 ○保護者が来るまで学校に待機させる。
	震度5弱・強	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として下校させる。(通学バスは通常運行する)⇒保護者がバス停に迎えに来られない場合は学校に戻り、学校待機。迎えに来てもらう。 ○事前に保護者から連絡があった場合は、学校で待機させ、保護者への引き渡しを待つ。